

出産助産制度に関する意見書

現在、大阪府は飛び込み分娩件数が全国一位であり、当該分娩による問題が多数発生している。

具体的には、経済的困窮者・医療保険未加入者・外国人等を中心とした妊婦健診未受診によるハイリスク分娩が増加している。また、公的扶助制度である助産制度の地方自治体の適用決定時期および方法の地域格差も問題となっている。

一方、妊産婦自身の出産助産制度の不知により、医療機関に対する出産費用の未払い問題も看過できず、飛び込み分娩に関わる諸問題は極めて深刻な状況にある。特に医療機関では、出産助産制度による支弁額の低さ、中絶・妊娠中の医療費用の未払い、産科医療補償制度の費用負担問題などの経済的負担を一方的に強いられている。また、医療従事者は、いつ如何なる症例の飛び込み分娩をどのような状況下で応じなければならないのかという精神的負担も過酷である。一件の飛び込み出産の発生により、医療機関の通常業務はいつ停止するかも分からず、個人病院や助産院においては、通常の妊婦経過を過ごし、通常の医療を必要とする一般妊婦が、必要時に然るべき医療を受けられない恐れすら生じている。

また、出生児の親権者不在により出生時の公的手続にも支障が生じ始めている。このような事態を避けるためにも、出産助産制度の見直し、児童福祉法の改定を含めた以下の事項に努めるよう強く求める。

記

- 1．出産助産制度の支弁額改定および一定要件下での事後申請の認定、妊娠中の入院・中絶費用額の支弁、産科医療補償制度の費用負担など運用内規を制定・拡充すること。
- 2．親権者不在出生児の法的手続きや医療機関が親権者に代わり公的手続きを行うことに対する法的援助など、出生児の人権にかかわる保護システムを確立すること。
- 3．都道府県による格差の有無、地方自治体を越境した飛び込み分娩の現状、産科医療補償制度の保険料と給付の兼ね合い、年齢層、事後申請の受給率の状況などの現状把握を行うこと。
- 4．助産制度の改定と地方自治体の行政事務に関する周知徹底のため厚労省令の発布を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

大阪府和泉市議会